

各府省における回収率維持・向上のための取組について

政府は、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供する責務を負っており、統計の品質の低下や公表の遅延は許されないことから、各府省における統計調査の実施に際しては、回収率維持・向上のための取組について、それぞれ以下のような工夫が図られている。

なお、各府省の統計調査は調査方法も異なり、所管行政と関係が深く調査協力が得られやすい調査対象が多いなど、それぞれの事情が異なっており単純な比較はできないことに注意が必要である。

○ 回収率の維持・向上のために現在行っている取組等

【A省】

所管行政に関連の深い機関を対象とした調査がほとんどで、回収率は高く、特段の取組例はない。

【B省】

・調査票を送付する際に「依頼文」を添付することでより対応していただけるように取り組んでおり、そうした取組等も反映された結果として、現在の回収率が維持されているものと考えている。

・例年、調査開始前に調査対象の事務担当者を対象に説明会を開いている。

【C省】

・調査を民間委託している場合において、調査票発送用の封筒は請負業者クレジットの封筒ではなく、実施省クレジットとしている。

・督促を数度行うにあたり、1度目はFAX、2度目は電話等、手法を変えて行っている。

・調査対象が事業者を対象としているものについて、当該関係団体へ講演会等、広報・啓発活動を行っている。

・調査対象者の事業所が実施府省付近にある場合、直接個別に訪問し、協力依頼等を行っている。

【D省】

・督促について、①連絡のつきやすい時間帯に配慮して行う、②電話のみならず、はがき、FAX、メール、職員による訪問等も併用する等工夫している（原則

1回)。

- ・調査項目を簡素化及び記入枠を大型化している。
- ・回収を効率的に行うための工夫として、①年間報告期日一覧の配付、②特に提出が遅れがちな調査対象事業所への事前案内の実施、③報告期日の2日前時点で調査票未提出の調査対象事業所への案内等を実施している。
- ・調査方法が調査員調査のものについて、調査対象に選定した事業所が調査を拒否した場合には、直ちに新たな調査対象事業所を選定することとしている。
- ・調査項目が多い調査については調査票を提出した調査対象に謝金を支払っている。
- ・調査方法を調査対象の意向に合わせて行うこととし、調査員、郵送、FAX又はオンラインにて実施している。
- ・調査対象へ調査目的・内容を親切・丁寧に説明し、調査協力を困難な調査対象へは職員が直接面接にて、より親切・丁寧な説明を行い協力が得られるよう努めている。

【E省】

- ・主な所管統計調査について、期間を定め、調査票提出促進運動を行い回収率及び調査結果精度の向上を図った。具体的な取組については以下のとおり。
- ①非協力事業所に対する調査協力要請（未提出事業所、遅延事業所）
 - ・未提出事業所リストに基づき調査票提出に向けた督促（電話、訪問等）を実施した。
 - ・成功事例（省内、地方局、都道府県より1~2例程度）の報告の収集・関係者間での情報共有を図った。
- ②オンライン調査システムによる調査票提出の促進（現在紙媒体にて提出している事業者を中心）
 - ・オンライン提出率の目標を設定した。
 - ・オンライン提出要請事業所情報を元に省内、地方局、都道府県にてオンラインシステムによる調査票提出の要請（電話、文書等）を実施した。
- ③広報活動の充実・強化（省内広報室と連携）
 - ・本運動の趣旨と実施についてHP、メルマガへ掲載し、リーフレット等（所管調査実施、オンライン等）の直接送付や新聞広告の掲載を行った。
 - ・調査関係機関や関係業界団体へ広報誌、HPへの趣旨、協力依頼文の掲載依頼を行った。